

貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル (経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が 輸入するものを除く。)の輸入に関する確認について

輸入注意事項 7 第 8 号(H7.2.15)

最終改正：令和6年6月28日付け・輸入注意事項2024第13号

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

記

1 提出書類

- (1) 貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 E に掲げる物質の輸入に関する確認申請書(別紙様式) 2通
- (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類のいずれかの写し 1通
- (3) 輸入される貨物が貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものであることを証する書類 1通
- (4) 輸入の確認に当たり必要がある場合には、(1)から(3)までに掲げる書類以外の書類の提出を求めることがあります。

2 提出先

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課オゾン層保護等推進室

3 その他

- (1) 当該物質の輸入に関する確認は、規制年度(注)(1月から12月まで)ごとに行います。
- (2) 確認の申請は、上記1にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等(以下「電子申請」という。)により行うこととします。ただし、電子情報処理組織を使用することが困難であると上記2に定める提出先部署が認める場合は、この限りではありません。
- (3) 電子申請以外の方法による申請の場合は、いかなる場合も規制年度の1月4日以降の交付となります。

(注) 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第4条第1項に定める規制年度をいう。

〔別紙様式〕

貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるオゾン層を破壊する物質に関する
モントリオール議定書附属書 E に掲げる物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

※確認番号
※確認年月日
※有効となる日

申 請 者

氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名

住 所

電話番号(担当者名)

資 格

申 請 年 月 日

次の輸入しようとする貨物が貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものであることについて確認されたく申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商 品 名	種類又は 規 格	数 量	単 価	原 産 地	金 額
					船積地域及 び船積港	
備 考						

II その他

輸入しようとする物質について未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの数量	1. 未 使 用 の も の	
	2. 使 用 済 み の も の	
	3. 再 利 用 さ れ る も の	
	4. 再 生 さ れ た も の	
組成等商品の内容		
通 関 予 定 年 月		
入 港 予 定 港		
製 造 業 者	住所	
	氏名	
売 渡 先	住所	
	氏名	

☐ 上記のとおり確認する。

☐ 上記の事実を確認するに至らなかった。

経済産業大臣の記名押印

資 格
記名押印

(裏 面)

※通 関

税関申請番号及び 申告年月日	送 状 数 量	送 状 金 額	許可又は承認月 日及び税関押印

(注) 当該申請に係る貨物は、有効となる日が属する年の12月31日までに輸入されるものとする。